

20241111中第1号
公取企第396号
令和6年11月15日

関係事業者団体代表者 殿

経 済 産 業 大 臣
(公印省略)

公正取引委員会委員長
(公印省略)

下請取引の適正化について

昨今の物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。この状況が長期化する中、総じて外的要因の影響を受けやすい立場にある中小企業・小規模事業者には大きな影響が出ております。

さらに、これから年末にかけて資金需要が高まる中、下請事業者の資金繰り等は一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが必要です。

貴団体におかれましても、下請事業者の置かれている取引環境を御理解いただき、特に、別紙の記載事項については、親事業者となる会員に対して周知徹底を図るなど、適切な措置を講じるようよろしくお願いいたします。また、以下に記載しております政府の取組について、十分留意し、親事業者となる会員に働きかけていただくよう要請いたします。

<労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針>

- ・内閣官房及び公正取引委員会は、他のコストに比べ価格転嫁率が低く特に課題のある労務費の円滑な転嫁を進めるため、業界ごとの労務費に係る実態を踏まえ、内閣官房とともに、令和5年11月29日、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定・公表しています。また、公正取引委員会は、本指針の取組状況のフォローアップ等を目的として、令和6年5月から「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」を実施しており、できる限り早く調査結果を取りまとめ、公表することを予定しています。
- ・中小企業庁は、エネルギー価格や原材料費、労務費などが上昇する中、中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境を作るため、令和3年9月より、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定しています。この「月間」においては、価格交渉・価格転嫁を促進するため、広報や講習会、業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施しています。また、各「月間」終了後には、多数の中小企業に対して、主な取引先との価格交渉・価格転嫁の状況についてのフォローアップ調査を実施し、価格転嫁率や業界ごとの結果、順位付け等の結果を取りまとめるとともに、状況の芳しくない親事業者に対しては下請中小企業振興法に基づき、大臣名での指導・助言を実施しています。
- ・公正取引委員会及び中小企業庁は、下請法に基づき、立入検査等を実施し、その結果、協議を経ない取引価格の据置き等が認められる事案については勧告又は指導を迅速かつ積極的に実施しています。

<約束手形の現金化までの期間短縮の推進>

- ・公正取引委員会は、令和6年4月30日、「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」を発出しました。
- ・手形を下請代金の支払手段として用いる場合には、下請事業者の利益を保護する観点から、昭和41年以降、業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められる手形期間の基準について、繊維業は90日、その他の業種は120日とし、親事業者がこれを超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導してきました。
- ・今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず60日としました。
- ・これに伴い、令和6年11月1日以降、親事業者が下請代金の支払手段として、手形期間が60日を超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導を行うこととしています。

※ 指導基準の変更に伴い、手形等を下請代金の支払手段として用いる事業者が、そのサイトを円滑に短縮するためには、自らが受け取る手形等のサイトが短縮されることや、手形等のサイトの短縮に取り組む事業者の資金繰りへの影響に配慮することが重要であることから、公正取引委員会は中小企業庁との連名で、サプライチェーン全体での支払手段の適正化及び支払手段の改善に取り組む事業者の資金繰りへの配慮について、それぞれ関係する事業者団体や省庁等に要請しました。

- ・さらに、公正取引委員会及び中小企業庁は、新たな指導基準等の運用開始に当たり、連名で、令和6年度に実施した下請法に基づく定期調査において、サイトが60日を超える手形等により下請代金を支払っており、かつ、現金払への変更や手形等のサイトを60日以内に短縮する予定はないとした親事業者約600名に対し、令和6年11月1日以降に手形等により下請代金を支払う場合には、手形等のサイトを60日以内に短縮することを求める注意喚起を行いました。

<フリーランスと発注事業者間の取引適正化に向けた取組>

- ・令和6年11月1日、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）が施行されました。同法は、個人として業務委託を受ける特定受託事業者（フリーランス）と企業などの発注事業者の間の取引の適正化等を図るため、発注事業者に対し、フリーランスに業務委託した際の取引条件の明示等を義務付け、受領拒否や報酬の減額などを禁止しています。公正取引委員会及び中小企業庁は、フリーランスに係る取引の適正化が図られるよう、迅速かつ適切な法執行を行ってまいります。

公正取引委員会及び中小企業庁は、今後も引き続き、中小事業者の取引条件の改善を図る取組を進めてまいります。

このような動向を踏まえ、貴団体におかれましても、下請事業者と親事業者との間で積極的な価格交渉と価格転嫁が行われるよう、また下請事業者への不当なしわ寄せが生じないように、親事業者となる会員に対して周知徹底するよう要請いたします。

親事業者の遵守すべき事項

下請取引を行うに当たって、親事業者は、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に従い、下記事項を遵守しなければならない。

記

1 親事業者の義務

(1) 書面（注文書）の交付及び書類の作成・保存義務

- ・ 下請事業者に物品の製造や修理、情報成果物の作成又は役務提供を委託する場合、直ちに注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法を明記した書面（注文書）を下請事業者に交付すること。（下請法第3条）
- ・ 注文の内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、これを2年間保存すること。（下請法第5条）

(2) 下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払義務

- ・ 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者から物品等を受領した日から60日以内において、かつ、できる限り短い期間内に定めること。（下請法第2条の2）
- ・ 支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者から物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をするまでの期間について、その日数に応じ、未払金額に年率14.6パーセントを乗じた額を遅延利息として支払うこと。（下請法第4条の2）

2 親事業者の禁止行為

親事業者は次の行為をしてはならない。

(1) 受領拒否

- ・ 納品された物品等が注文どおりでなかった場合等を除いて、注文した物品等の受領を拒むこと。（下請法第4条第1項第1号）

(2) 下請代金の支払遅延

- ・ 支払期日の経過後なお下請代金を支払わないこと、すなわち下請代金の支払を遅延すること。（下請法第4条第1項第2号）
例えば以下の行為は禁止行為に当たります。
 - － 受け取った物品等の社内検査が済んでいないことや社内の事務処理の遅れを理由に下請代金の支払を遅延すること。

(3) 下請代金の減額

- ・ 下請事業者には責任がないのに、発注後に下請代金を減額すること。（下請法第4条第1項第3号）
（減額の名目、方法、金額の多少、下請事業者との合意の有無を問わない。）
例えば以下の行為は禁止行為に当たります。
 - － 単価の引下げ改定について合意した場合に、合意前に既に発注されているものにまで新

単価を遡及適用すること。

- 一 手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、その事務手数料として、下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を超える額を減ずること。

(4) 返品

- ・ 取引先からのキャンセルや販売の見込み違い等、下請事業者に責任がないのに、下請事業者から物品等を受領した後、下請事業者にその物品等を引き取らせること。(下請法第4条第1項第4号)

(5) 買いたたき

- ・ 同種、類似の委託取引の場合に通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めること。(下請法第4条第1項第5号)

例えば次のような方法で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがあります。

- 一 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- 一 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- 一 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の単価より低い単価で下請代金の額を定めること。
- 一 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、この見積価格を少量発注する場合に適用すれば通常の対価を大幅に下回ることになるにもかかわらず、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。
- 一 短納期発注を行う場合に、下請事業者に発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い下請代金の額を定めること。

(注) 買いたたきの事例等の詳細を解説した「ポイント解説 下請法」も御参照ください。

公正取引委員会又は中小企業庁ホームページからダウンロード可能です。

https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/pointkaisetsu.pdf

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/pointkaisetsu.pdf>

(6) 物の購入強制・役務の利用強制

- ・ 正当な理由なくして、自社製品、手持余剰材料その他自己の指定する物を下請事業者に強制して購入させたり、役務を強制して利用させること。(下請法第4条第1項第6号)

(7) 報復措置

- ・ 下請事業者が親事業者の違反行為について公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、取引の数量を減じたり、取引を停止するなどの不利益な取扱いをすること。(下請法第4条第1項第7号)

(8) 有償支給原材料等の対価の早期決済

- ・ 親事業者が原材料等を有償で支給した場合に、この原材料等を用いて下請事業者が製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に、この原材料等の代金を支払わせたり、下請代金から控除すること。(下請法第4条第2項第1号)

(9) 割引困難な手形の交付

- ・ 下請代金の支払につき、下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第2号)

※ 「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について(令和6年4月30日)」を発出。

今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず60日としました。これに伴い、令和6年11月1日以降、親事業者が下請代金の支払手段として、手形期間が60日を超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導を行うこととしています。

(10) 不当な経済上の利益の提供要請

- ・ 下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第3号)

(11) 不当な給付内容の変更・やり直し

- ・ 下請事業者には責任がないのに、発注内容の変更(納期の前倒しや納期変更を伴わない追加作業などを含む。)を行い、又は下請事業者から物品等を受領した後(役務提供委託の場合は役務の提供後)にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第4号)

(参考1) 令和5年11月29日、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

(参考2) 令和6年10月1日、「手形等のサイトの短縮について」について
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241001_tegata.html